

葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱

平成 25 年 9 月 6 日
25 葛子育第 436 号
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区子ども・子育て会議条例（平成 25 年葛飾区条例第 27 号）第 7 条の規定に基づき、葛飾区子ども・子育て会議の運営及び公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第 2 条 葛飾区子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると会長が認める場合は、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会長が定める。

2 傍聴人が定員を超えた場合は、抽選により決定する。

3 会議の傍聴の申込みは、会長が別に定める期日までに会長に対し行うものとする。

(傍聴人の入場)

第 4 条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴人名簿にその住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオの類を携帯している者
- (5) 撮影や録音の目的をもって写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者。ただし、会長の許可を得た者を除く。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、この要綱の規定に違反したことにより会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(会議開催の周知)

第10条 会議の開催については、広報かつしか及び葛飾区ホームページにより周知するものとする。ただし、会議開催までに時間的余裕がないなどの理由がある場合は、この限りでない。

(会議録等)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席者等の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の内容
- (5) その他会議の経過に関する事項

2 会議録及び当該会議録に係る会議において配付した資料（以下この項において「会議録等」という。）は、公開するものとする。ただし、第2条ただし書の規定により会議が非公開とされたときは、会議録等は公開しない。

3 前項本文の規定にかかわらず、会議において非公開と決定した資料は公開しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営及び公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

付 則（2 葛子育第262号課長決裁）

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。